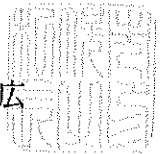


札幌市告示第2471号

令和4年(2022年)6月15日付け札幌市告示第2404号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和4年(2022年)6月20日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2404号別表の業務番号「22(委)第4144号」業務名「清田中学校電気設備改修工事実施設計」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

誤 アスベスト成分分析調査特記仕様書 添付なし

## アスベスト成分分析調査特記仕様書

## 1. 調査範囲

清田中学校の外壁吹付け材（別添のとおり）

## 2. 調査内容

調査範囲の天井等吹付け材、外部仕上げ材、下地調整材等について試料を採取・分析し、アスベスト含有量の調査を行い、結果をまとめ報告すること。

なお、成分分析はJIS A1481-2に基づき、0.1%以上の含有の有無について計測することとし、対象アスベストは「アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト」とする（定性分析のみ）。上記によらない場合は、監督職員と協議すること。

試料採取後は、飛散防止剤及び同色の塗料を塗布する。

サンプル数：外部2ヵ所（外壁吹付け材、外壁下地調整材）

## 3. 提出書類等

下記の書類を、調査の進捗により提出すること。

- ① アスベスト成分分析調査報告書（製本3部、CD-R又はDVD-R1部）
- ② 写真（調査前、養生完了時、調査中、調査後、復旧後等を適宜）
- ③ その他、本市が指示するもの。

## 4. その他

## (1) グリーン購入法について

調査にあたっては「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」にもとづく国土交通省「環境物品の調達の推進を図るための方針」に即し、該当する品目の検討・採用につとめること。

## (2) 廃棄物の処理について

調査にあたっては、次の事項を業務計画書に記載し適正に行うこと。

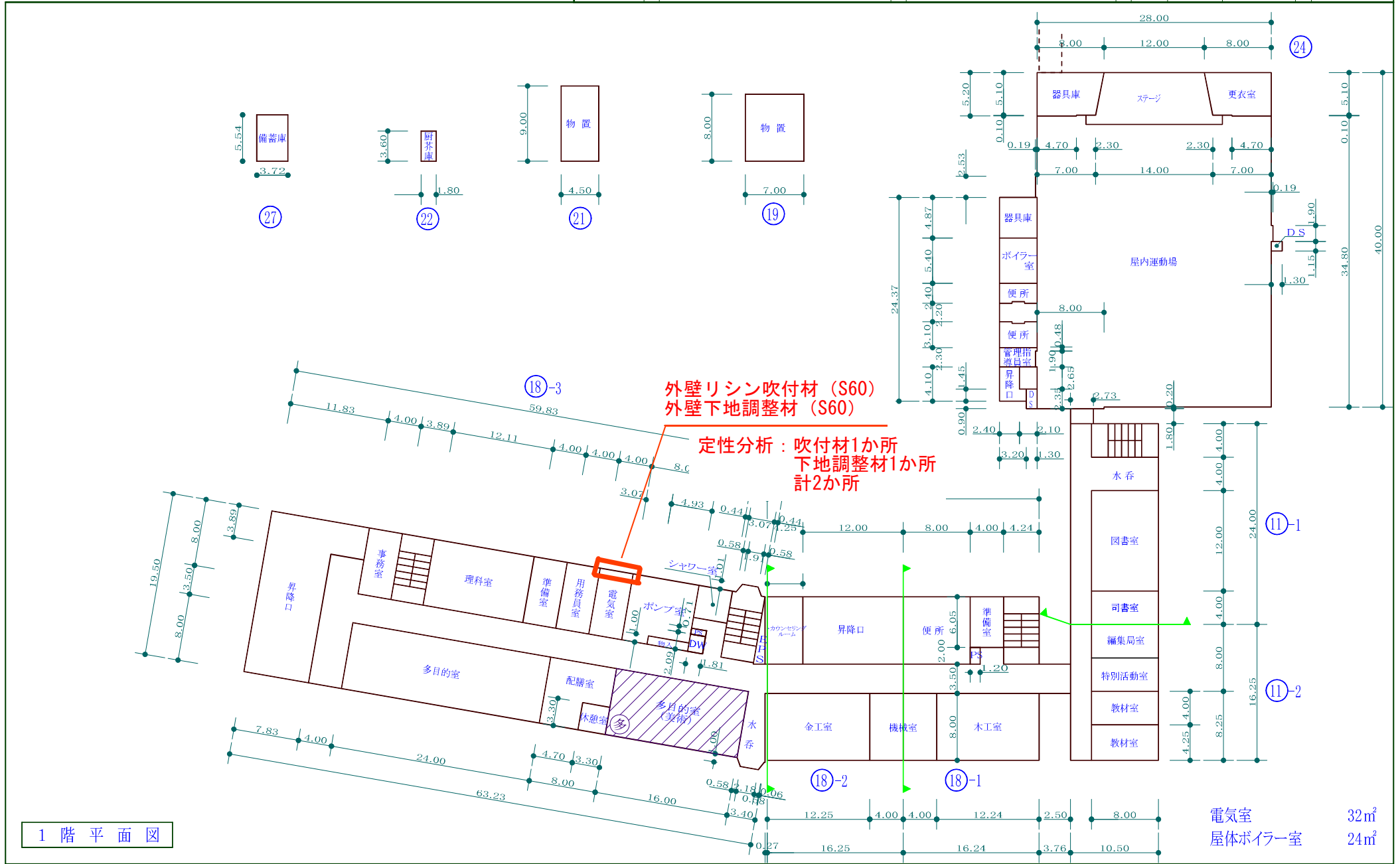
- ① 除去の工法
- ② 除去物及び汚染物の処理
- ③ 除去後の仕上げ
- ④ 除去物の飛散防止
- ⑤ サンプル等廃棄物の保管及び処理

## (3) 環境法令の遵守について

調査は、既存の環境に悪影響を与えないよう慎重に作業を進め、廃棄物処理法等関係法令に従って適正に行うこと。

(4) 本調査は、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）に係る交付金の交付対象事業となる場合があるため、現地調査及び試料採取にあたっては、可能な限り建築物石綿含有建材調査者により行うこと。

誤 調査箇所図 添付なし



外壁リシン吹付材 (S60)  
 外壁下地調整材 (S60)

定性分析：吹付材1か所  
 下地調整材1か所  
 計2か所

1階平面図

電気室 32㎡  
 屋体ボイラー室 24㎡